

第二号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十二日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の十の項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同表の二十二の項を次のように改める。

二十二 職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。

イ 配偶者、父母、子（配偶者の子及び児童

福祉法第六条の四第一号に規定する養育里

親又は同条第三号に掲げる者である職員に

同法第二十七条第一項第三号の規定により

委託されている児童（第七条第一項に規定

する児童を除く。）を含む。以下この項に

おいて同じ。）、祖父母、孫及び配偶者の

父母の看護（負傷し、又は疾病にかかった

これらの者の世話を行うことをいう。）を

行う場合

ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二
条若しくは第十三条に規定する健康診査、

一の年において五日（義務教育終了前の子が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のため、学校の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

提案理由

職員が働きながら家族の看護をしやすい環境を整備するため、看護休暇の取得対象に配偶者、父母等の看護を追加したので提案する。

○学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十三年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>第一条～第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p> <p>一～九（略） 原因</p> <p>十 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条の規定により、あらかじめ計画された研修の実施</p> <p>十一～二十一（略）</p> <p>二十二 職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>イ 配偶者、父母、子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第七条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以下この項において同じ。） 祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったこれらの者の世話を行うことをいう。）を行う場合</p> <p>ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合</p> <p>二十三～二十五（略）</p>	<p>（略）</p> <p>一の年において五日（義務教育終了前の子が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p> <p>（略）</p>	<p>第一条～第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p> <p>一～九（略） 原因</p> <p>十 地方公務員法 第三十九条の規定により、あらかじめ計画された研修の実施</p> <p>十一～二十一（略）</p> <p>二十二 義務教育終了前の子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第七条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）、その子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>二十三～二十五（略）</p>	<p>（略）</p> <p>一の年において五日（義務教育終了前の子を複数養育する場合にあつては十日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p> <p>（略）</p>

2
3
4
第八条の二～第十一条の二
(略)

2
3
4
第八条の二～第十一条の二
(略)

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正の概要

1 規則の概要

この規則は、学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和32年大分県条例第24号）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

2 改正理由

職員が働きながら家族の看護をしやすい環境を整備するため、看護休暇の取得対象に配偶者、父母等の看護を追加するよう改正するもの。

3 改正内容

(1) 看護休暇の取得対象の範囲拡大〔第8条第1項の表の22の項関係〕

	現 行	改 正 案	
対象者	<u>義務教育終了前の子（同居に限る）</u> (注1)	<u>子</u> (注1)	<u>同居要件なし</u>
	<u>(新設)</u>	<u>配偶者</u> (注2)	
		<u>父母</u>	
		<u>祖父母</u>	
		<u>孫</u>	
	<u>配偶者の父母</u>		
原因	<u>子の看護</u>	<u>家族の看護</u>	
	子の $\left(\begin{array}{l} \text{健康診査(注3)} \\ \text{健康診断(注4)} \\ \text{予防接種(注5)} \end{array} \right)$ の付添い	(改正なし)	
	感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話	(改正なし)	
期 間	年5日（ <u>義務教育終了前の子を複数養育する場合は10日</u> ）(注6)	年5日（ <u>義務教育終了前の子が二人以上の場合は10日</u> ）(注6)	

注1 子…実子、養子、配偶者の子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親の委託期間中の子等を含む。

注2 配偶者…事実婚を含む。

注3 健康診査…1歳6箇月児健康診査、3歳児健康診査等

注4 健康診断…小学校就学時の健康診断

注5 予防接種…風しん、日本脳炎、インフルエンザ等の予防接種

注6 「養育する場合」とは同居を要するが、今回の改正により同居要件を廃止するもの。

(2) その他規定の整備〔第8条第1項の表の10の項関係〕

4 施行期日

令和6年1月1日